

議案第 4 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和 4年 3月 9日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

1. 制定理由

名張市立学校及び幼稚園の設置者が、児童、生徒又は幼児の保護者から徴収する災害給付に係る共済掛金について、必要な事項を定めるものである。

2. 制定内容

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、児童、生徒又は幼児の保護者から徴収する災害給付に係る共済掛金について、共済掛金の額、徴収時期等を定める。

3. 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、教育委員会が名張市立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、市が設置するものをいう。）の児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）の保護者（法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下「児童等の保護者」という。）から徴収する共済掛金に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額)

第2条 児童等の保護者から徴収する共済掛金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、児童等1人当たり、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 幼稚園 240円

(2) 小学校及び中学校 550円（要保護児童生徒（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第3条第6項に規定する要保護児童生徒をいう。）にあつては、20円）

(共済掛金を徴収しない場合)

第3条 法第17条第4項ただし書の規定により、各年度の5月1日（同月2日以後に新たに法第16条第1項の同意をした者にあつては、当該同意をした日）において、児童等の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、共済掛金を徴収しないものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である場合

(2) 学校教育法第19条の規定に基づき、教育委員会が別に定めるところにより、必要な援助を与えている児童等の保護者である場合

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、市が設置する幼稚園に通園する児童等の保護者については、法に定める災害給付の制度への加入の促進及び子育て支援を目的として、当該児童等に係る共済掛金の徴収をしない。

(徴収の時期)

第4条 共済掛金は、各年度の6月30日までに徴収する。ただし、同日後に法第16条第1項の同意をした者に係る共済掛金は、随時徴収する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法

(共済掛金)

第十七条 災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

- 2 前条第三項の規定により同条第一項の災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもって同項の共済掛金の額とする。
- 3 センターとの間に前条第一項の災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。
- 4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者から、第一項の共済掛金の額（第二項の場合にあっては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。
- 5 センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

(共済掛金の額)

第七条 法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 義務教育諸学校 九百二十円（要保護児童生徒にあっては、四十円）
- 二 高等学校及び専修学校 二千百五十円（夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒にあっては九百八十円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあっては二百八十円）
- 三 高等専門学校 千九百三十円
- 四 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）及び幼保連携型認定こども園 二百七十円

(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

第十条 法第十七条第四項の政令で定める範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

- 一 義務教育諸学校 十分の四から十分の六まで
- 二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校 十分の六から十分の九まで

「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額（令和4年1月現在）

災害共済給付への加入は、学校の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒	
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)	
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)	—
	定時制 夜間等学科	980 (490)	—
	通信制 通信制学科	280 (140)	—
高等専門学校	1,930 (965)	—	
幼稚園	270 (135)	—	
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—	
保育所等	350 (175)	40 (20)	

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます）	例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準として算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校等へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
JSC	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いただけられない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所で行っています。

災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

学校安全 Web ホームページ: [https:// www.jpnsport.go.jp/anzen/](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/)

JAPAN SPORT
COUNCIL



独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

名張市教育委員会

ご入学おめでとうございます。

名張市教育委員会では名張市立小中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、当教育委員会では、もれなく加入に同意されることを希望します。加入に同意くださる方は、下記の同意書にご記入の上、該当の学校へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和4年1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

記

1 給付の対象となる災害の範囲と給付金額 ※一部の見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000万円～88万円（通学中の災害は半額）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（通学中の災害は半額）
	突然死 運動などの行為に起因あるいは誘引する突然死	死亡見舞金 3,000万円（通学中の災害は半額）
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円（通学中の災害も同額）

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中（特別活動中を含む）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中 等

2 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、スポーツ振興センターからの給付が優先されるため、給付金の返還義務が生じる場合があります。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

*これはセンターの災害共済給付制度の概要等を記載したものです。

3 共済掛金（年額）

保護者等負担額 550円 ※負担金額は年額です。

----- (きりとり) -----

同 意 書

名張市教育委員会 様

名張市立 _____ 学校

_____ 年 組 _____ 児童生徒氏名

名張市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童生徒が加入することに同意します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 保護者氏名

重要!

掛金の返還を受けるに当たり必ず確認していただきたいこと

要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助（以下「充当補助」という。）の適正な執行のために、以下によりその仕組みを御理解いただきますようお願いいたします。

1. 共済掛金の返還を受けるための要件

充当補助により共済掛金の返還を受ける場合、以下の要件を充たす必要があります。

なお、今後、センターが保護者負担額の根拠資料の確認等をさせていただきます場合があります。

- 公立義務教育諸学校の設置者（以下「設置者」という。）が、条例・規則・要綱等、根拠が明らかになる形で、共済掛金の額の10分の4から10分の6までの範囲内で、保護者負担額（又は負担割合）を定めていること。
- 設置者が定めた保護者負担額の全部又は一部を、経済的理由により、保護者の代わりに負担していること。

ただし、「設置者が定める保護者負担額」が「0円」である場合又は要保護・準要保護児童生徒の保護者からも保護者負担額の全部又は一部を徴収している場合は、その徴収した額に対する充当補助による共済掛金の返還は受けられません。

2. 保護者負担額の明記事例

※沖縄県の場合は、「460円」を「230円」、「20円」を「10円」と読み替えてください。

(1) 補助対象経費として算出不可能な例

例1) 児童生徒等の保護者負担額を、次のとおり定める。

1 義務教育諸学校 一般 460円

ただし、要保護及び準要保護児童生徒については、掛金を徴収しない。

例1の例は、保護者負担額として、一般児童生徒の460円のみが定められていることから、要保護児童生徒については、保護者負担額を定めずに徴収しないとしていると捉えられます。

(2) 補助対象経費として算出可能な例

例2) 義務教育諸学校の児童生徒の保護者負担額は、共済掛金の5割と定める。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第29条第2項各号に該当する者については、保護者負担額を徴収しない。

例2のように、単価ではなく割合で定められている場合であれば、要保護児童生徒の保護者負担額も5割負担の20円と定められていると解釈することは可能となります。

例3) 児童生徒等の保護者負担額を、次のとおり定める。

1 義務教育諸学校 (一般) 460円

(要保護) 20円

ただし、要保護及び準要保護児童生徒については、経済的理由によりこれを徴収しない。

例3のように、要保護児童生徒の保護者負担額を定めた上で、徴収しない場合の理由が「経済的」であることを明記することが望ましい取扱いとなります（「経済的」以外の理由で徴収していない場合は、補助対象経費として算出できません。）。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」適用の災害給付件数及び給付額の年度別推移

◎名張市における給付件数・給付額 (単位：件、千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額	
小学校	死亡見舞金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	障害見舞金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	医療費	476	2,510	422	2,664	371	1,947	333	1,900	367	2,117
	小計	476	2,510	422	2,664	371	1,947	333	1,900	367	2,117
中学校	死亡見舞金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	障害見舞金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	医療費	612	4,440	635	4,085	538	2,470	566	3,253	497	2,824
	小計	612	4,440	635	4,085	538	2,470	566	3,253	497	2,824
合計	1,088	6,950	1,057	6,749	909	4,417	899	5,153	864	4,941	

◎全国における給付件数・給付額 (単位：件、千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額	
小学校	死亡見舞金	12	238,000	10	182,000	13	294,000	11	256,000	4	60,000
	障害見舞金	57	153,480	51	147,140	71	380,750	60	180,285	48	188,495
	医療費	574,318	2,899,813	566,662	2,784,144	553,185	2,729,024	535,482	2,612,974	426,036	2,136,166
	小計	574,387	3,291,293	566,723	3,113,284	553,269	3,403,774	535,553	3,049,259	426,088	2,384,661
中学校	死亡見舞金	13	322,000	16	364,000	27	700,000	20	484,000	10	251,000
	障害見舞金	80	298,190	98	349,230	88	256,210	68	195,370	97	411,180
	医療費	709,767	4,896,821	684,824	4,744,349	639,770	4,415,394	609,552	4,180,813	445,930	3,090,006
	小計	709,860	5,517,011	684,938	5,457,579	639,885	5,371,604	609,640	4,860,183	446,037	3,752,186
合計	1,284,247	8,808,304	1,251,661	8,570,863	1,193,154	8,775,378	1,145,193	7,909,442	872,125	6,136,847	
【参考】全学校種合計	2,079,399	18,498,142	2,053,219	18,741,117	1,980,096	18,932,628	1,922,069	17,720,268	1,497,250	14,390,216	